

日清建第 4 号

新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 14 日

日 田 市 長 原 田 啓 介

1. 業務の概要

- (1) 業 務 名：日田市新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務
- (2) 履行期間：契約締結の翌日から令和 6 年 3 月 25 日まで
- (3) 概 要：新清掃センターの整備及び運営事業に係る事業者を選定するにあたり、業務を支援するもの。
- (5) 仕 様：別添「新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務」のとおり
- (6) 事 業 費：37,719,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度額とし、各年度の内訳は以下のとおりとする。
 - (ア) 令和 4 年度 19,250,000 円
 - (イ) 令和 5 年度 18,469,000 円

2. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、日田市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、日田市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第 10 条及び日田市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工

事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和 4・5 年度日田市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。
- (9) 令和 4・5 年度日田市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、九州地区内に営業所もしくは支社を有していること。
- (10) 本業務委託において、次に掲げる管理技術者、照査技術者及び担当技術者（いずれも本業務の発注時点において、1 年以上の雇用関係を有する者）を配置すること。

①管理技術者

- ・技術士（衛生工学部門—廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理又は廃棄物・資源循環のいずれか）の資格を有する者。
- ・地方公共団体（地方自治法第 284 条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した一般廃棄物処理施設（余熱利用を行っているごみ焼却施設に限る）に係る施設整備及び運営事業の事業者選定支援業務（DBO方式による新設の施設に限る）について元請として受託し、過去 10 年間（当該年度を含まず）に完了した業務を担当した実績を有すること。

②照査技術者

- ・技術士（衛生工学部門—廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理又は廃棄物・資源循環のいずれか）の資格を有する者。

③担当技術者

- ・技術士（衛生工学部門—廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理又は廃棄物・資源循環のいずれか）の資格を有する者。
- ・地方公共団体（地方自治法 284 条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した一般廃棄物処理施設（余熱利用を行っているごみ焼却施設に限る）に係る施設整備及び運営事業の事業者選定支援業務（DBO方式による新設に限る）について元請として受託し、過去 10 年間（当該年度を含まず）に完了した業務を担当した実績を有すること。

④管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務はできない。

- (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3. プロポーザルの日程

項目	日程	備考
① 公告期間	令和4年4月14日（木）から 令和4年5月6日（金）まで	ホームページ
② 質問の受付	令和4年4月28日（木）午後5時まで	電子メールにて受付 回答は順次ホームページに掲載
③ 参加申込	令和4年4月14日（木）から 令和4年5月6日（金）午後5時まで	持参又は郵送（必着）
④ 技術提案書の提出	参加資格確認後 令和4年5月20日（金）午後5時まで	持参又は郵送（必着）
⑤ プレゼンテーション審査	令和4年5月27日（金）予定	市役所で開催
⑥ 結果通知	令和4年6月1日（水）予定	ホームページ及び書面で通知

4. 参加手続等

別添の「新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」のとおりとする。

5. 審査及び選定

本プロポーザルの審査は、新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務プロポーザル審査委員会において行い受託候補者を選定する。

6. 契約の締結

審査の結果、最も優れた技術提案書の提案者と契約の交渉（技術提案書の修正協議を含む。）を行う。契約締結の際には、国税・地方税に滞納がないことを証明する書類を本市に提出する。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

7. その他の留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、既に受託者に選定され契約を締結した後でも、本契約を破棄することができることとする。
- (2) 提出書類の返却はしない。なお、提出書類は業務目的以外のものには使用しないものとする。
- (3) 技術提案書提出後の資料追加・訂正は認めない。技術提案書等の作成及び提出に要

する費用は、提案者の負担とする。

(4) プレゼンテーションの参加者が資料作成及び提出に要する費用については、参加者の負担とする。

(5) 本業務の再委託は認めないものとする。